

日本保険学会会則(改正)

令和元年10月26日改正

第9条を以下のとおり改定する。

現行会則

第9条(除名) 会員に本会の名誉を傷つける行為があったときは、総会の決議により、その者を除名することができる。

改正案

第9条(除名および懲戒) 会員に本会の名誉を傷つける行為があったときは、総会の決議により、その者を除名することができるほか、理事会はその定める日本保険学会倫理規則により、懲戒処分を行うことができる。

2. 理事会は、前項の処分を検討するため、倫理委員会を設置し、その委員を委嘱することができる。

改正趣旨

昨今の学会を取り巻く環境は大きく変化してきており、特に研究や教育、学会活動に対する倫理の向上が社会から強く要請されている。そこで、日本保険学会理事会では、この度倫理規則を新たに取りまとめることとした。

しかし、現行会則上は、第9条において除名処分について規定するのみであり、倫理規則との関係が不明確であることから、その実効性を確保するために本会則を改正するものである。

第1項は現行会則が除名という重い処分を規定するのみであるため、新たに倫理規則を制定し、理事会において不正の程度に応じた処分を行えるようにするものである。

また、第2項はその処分を検討するための委員会を設置することを規定するものである。

以上